

令和 7 年 3 月 24 日

須坂市議会議長 石合 敬 様

提出者 須坂市議会議員 宮本 泰也
荒井 敏

議案第24号 2025年度須坂市一般会計予算に対する修正動議

上記の修正動議を下記のとおり地方自治法第115条の 3 及び須坂市議会会議規則第17条の規定により提出する。

記

議案第24号 2025年度須坂市一般会計予算に対する修正案

議案第24号 2025年度須坂市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 表 歳入歳出予算の 2. 歳出の表中

「

		単位 千円
款	項	金 額
(略)	(略)	(略)
10 教育費		4, 012, 848
	(略)	(略)
	6 社会教育費	1, 359, 969
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
12 予備費		20, 000
	1 予備費	20, 000
歳 出 合 計		31, 200, 000

」

を

「

単位 千円

款	項	金 額
(略)	(略)	(略)
10教育費		4,010,348
	(略)	(略)
	6 社会教育費	1,357,469
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
12予備費		22,500
	1 予備費	22,500
歳 出 合 計		31,200,000

」

に修正する。

修正理由

- 1 今回は唐突な提案であり、所有者からの買取り要望から始まったものである。
文化財の取得は原則寄附とすべきである。
- 2 吉向焼をどのように活用していくのか、ビジョンが不明確であり、市が取得しなくても吉向焼の研究はできると考える。